

懲戒処分の実施状況

市長部局

NO	処分年月日	処分内容	被処分者	事件概要
01	令和5年6月28日	減給10分の1 1月	地域振興部 係長級 男性	大三島支所における元職員の私的流用事件について、上司として部下職員を管理・指導する職責を有しながら、部下職員が資金を不正に流用するという事態を引き起こした。
02	令和5年6月28日	減給10分の1 1月	地域振興部 課長補佐級 50歳代 男性	大三島支所における元職員の私的流用事件に対する監督責任によるもの。
03	令和5年6月28日	減給10分の1 1月	総合政策部 課長補佐級 (令和4年度当時 管理監督者) 50歳代 男性	大三島支所における元職員の私的流用事件に対する監督責任によるもの。
04	令和5年6月28日	戒告	地域振興部 課長級 男性	大三島支所における元職員の私的流用事件に対する監督責任によるもの。
05	令和5年8月17日	戒告	総務部 一般職員 60歳代 男性	令和5年5月、自家用車で中国縦貫自動車下りにおいて、時速43kmの速度超過違反したもの。
06	令和5年9月20日	戒告	地域振興部 課長補佐級 50歳代 男性	令和5年7月、Eメールにて提出された公文書開示請求について、1か月間Eメールが届いていることに気付かず放置した。また、請求者からの催促後も法令で定める期限を超過していることを認識しながら、3週間程度放置していたもの。
07	令和5年9月20日	戒告	地域振興部 課長級 50歳代 男性	公文書開示請求の手続きについて、適正な事務処理の徹底及び指導をすべき立場であったが、その職責を全うしなかったことで、部下による事務処理の遅延を招いたことに対する監督責任によるもの。
08	令和6年3月12日	戒告	こども未来部 会計年度任用職員 60歳代 女性	令和5年9月、市内の児童館に隣接する公園を許可を得ることなく駐車場として児童館の実習生に使用させるとともに、使用にあたって安全管理を怠ったことにより公園内で車両による死亡事故が発生したものの。
09	令和6年3月21日	戒告	こども未来部 主査級 50歳代 女性	平成29年12月に交通違反があったもののその届出を怠り、また、令和4年9月に接触事故によって被害者に加療を要する負傷をさせた。
10	令和6年3月21日	戒告	産業部 会計年度任用職員 30歳代 女性	令和5年8月、自家用車で松山市千舟町の駐車場前の歩道において、相手方と接触し、加療を要する負傷を負わせた人身事故

教育委員会事務局

NO	処分年月日	処分内容	被処分者	事件概要
01	令和5年8月17日	戒告	教育委員会事務局 課長補佐級 50歳代 男性	令和5年5月、自家用車で国道317号線の玉川ダム管理事務所付近において、時速35kmの速度超過違反したもの